

総 論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の目的

高齢化が急速に進展する中、2025年には市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となり、一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯が一層増加することが見込まれております。また、要介護認定者や認知症のある高齢者の増加などにより、高齢者本人やその家族などが抱える課題も複雑化・深刻化する傾向にあります。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために、その課題を把握し解決を図るべき政策目標を定め、その実現に向かって取り組む施策を明らかにします。

また、高齢者介護のあるべき姿を念頭に介護保険事業を安定的に運営するため、計画期間中の給付を推計して保険料を推定するだけでなく、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年度までの給付の水準も推計して記載し、中長期的な視野で高齢者介護施策の展開を図ることを目的とします。

第2節 計画の基本理念

誰もが健やかで安心して生活できる地域社会をつくるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して地域の需要に応じた生活支援、介護サービス基盤などを充実していく必要があります。

本計画においては、次の基本理念に基づき、介護保険及び高齢者福祉事業を総合的に推進していきます。

基本理念

「ともに支え合い 笑顔があふれる健康長寿のまちづくり」

第3節 地域包括ケアシステムの推進

超高齢社会を迎え、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではありません。

高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域において可能な限り暮らし続けられるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」並びに「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められており、本計画では、地域、医療・介護等事業者、行政がこれまで以上に相互連携し、協働により本市の実情に即した地域包括ケアシステムの構築を推進する取組について位置づけることとします。

第4節 計画の基本方針

基本理念をもとに次の4つの基本方針を設定します。

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 介護予防と社会参加の促進
- 3 介護サービスの推進
- 4 介護保険制度の適正な運営

第5節 基本方針を実現するための施策

基本方針を達成するため次の高齢者施策を推進します。

- 1 生活支援体制の充実
- 2 相談窓口と支え合い体制の充実
- 3 高齢者住まいの充実
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 5 生きがいづくりの促進
- 6 社会参加機会の創出と拡充
- 7 敬老精神のかん養と敬老事業
- 8 介護サービスの充実
- 9 介護保険の適正化の推進

第6節 計画の体系

【基本理念】

ともに支え合い 笑顔があふれる健康長寿のまちづくり

【基本方針】

① 地域包括ケアシステムの推進

【目指す姿】

◆自立した在宅生活ができるよう地域の中での支え合いや医療と介護の連携がされている。

② 介護予防と社会参加の促進

【目指す姿】

◆高齢者自身が担い手となることも含めた社会参加や介護予防に取り組み、介護状態になる人が減っている。

③ 介護サービスの推進

【目指す姿】

◆本人の状態にあった適切な介護保険サービスが受けられている。

④ 介護保険制度の適正な運営

【目指す姿】

◆介護保険制度が適正に運営され、必要なサービスが持続的・安定的に提供されている。

基本施策

1 生活支援体制の充実

2 相談窓口と支え合い体制の充実

3 高齢者住まいの充実

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

5 生きがいづくりの促進

6 社会参加機会の創出と拡充

7 敬老精神のかん養と敬老事業

8 介護サービスの充実

9 介護保険の適正化の推進

各施策・事務事業の展開

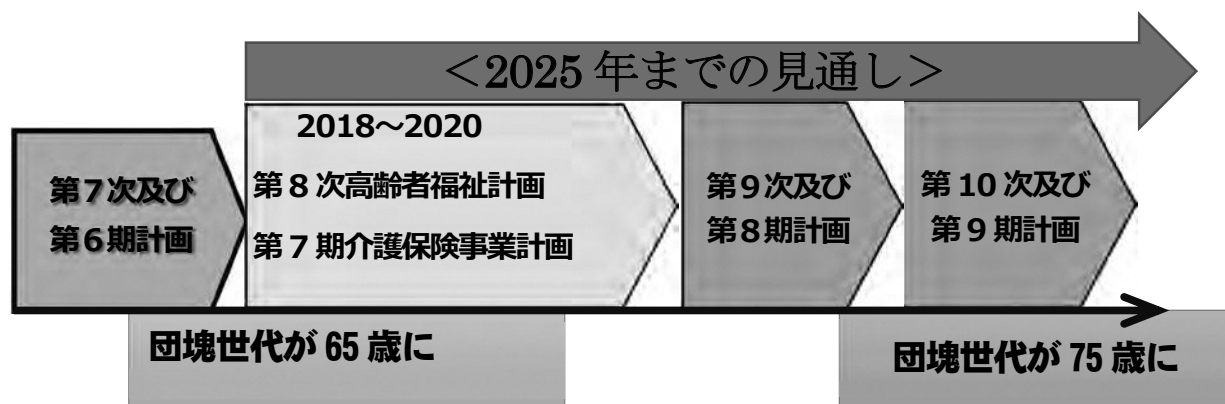
第7節 計画の性格と法的位置付け

本計画は、須賀川市第8次総合計画及び須賀川市地域福祉計画との整合性を図りつつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき策定される「高齢者福祉計画」と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき策定される「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、高齢者を対象とした福祉施策、介護保険事業全般にわたる総合的な計画です。

また、福島県が策定する地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。）を踏まえ、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保することが重要であることから、福島県介護保険事業支援計画及び本計画において掲げる介護サービスの見込量と、第7次福島県医療計画において掲げる在宅医療の整備目標の整合性を図っています。

第8節 計画の期間

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の推計をもとに、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。



第9節 計画の策定体制

1 須賀川市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委員会

須賀川市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）を母体とし、新たに保健医療関係者、福祉及び関係団体代表者を加え18名で構成した委員会において様々な視点から検討を重ねました。

2 須賀川市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定検討会

庁内関係部署との連携・協力のもと、健康福祉部長を座長とし関係課長を委員とする

検討会を組織して原案を作成しました。

また、原案作成にあたっては、検討会の下部組織である担当者会議において実務的な企画立案を行いました。

3 市民参加型計画策定の取組

- (1) 公募による被保険者代表や学識経験者等による計画策定委員会の設置
- (2) 40歳以上の市民や要支援、要介護認定者に対するアンケートの実施
- (3) 介護事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対するアンケートの実施
- (4) 地域支え合い推進会議の開催
- (5) パブリックコメントの実施



策定委員会



策定検討会

第10節 計画策定のための調査等の実施

1 市民アンケート調査

調査期間 2017（平成29）年2月～3月

調査対象者と回収結果

調 査 種 別	対 象 者	配布数	回収数	回収率
市民意識調査（一般）	40歳以上の市民	2,000 件	1,416 件	70.8%
市民意識調査 （要支援・要介護認定者）	要支援・要介護認定者	1,000 件	690 件	69.0%
介護予防・日常生活圏域ニ ーズ調査	65歳以上の市民 （要介護4、5認定者除く）	3,000 件	2,335 件	77.8%
全	体	6,000 件	4,441 件	74.0%

2 居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所アンケート調査

調査期間 2017（平成29）年6月～7月

調査対象者と回収結果

調 査 種 別	対 象 者	発送件数	回答件数	回収率
アンケート調査	居宅介護支援事業所	29 件	25 件	86.2%
アンケート調査	介護サービス提供事業所	59 件	46 件	78.0%
全 体		88 件	71 件	80.7%

3 地域支え合い推進会議の開催

市内 10 箇所に設置した地域支え合い推進会議において、高齢者や地域が抱える課題やニーズなどを共有・協議しました。

第11節 計画の進行管理

計画の進行管理は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実効性を確保するため、第三者機関である介護保険運営協議会において実施し、計画の適正な推進に努めます。



担当者会議